

除去土壌の再生利用・最終処分における放射線防護の考え方等について

1. 検討の前提

東京電力福島第一原子力発電所事故後、放射性物質汚染対処特措法に基づき除染を実施し、それにより生じた除去土壌を対象とした再生利用・最終処分の方法について検討中。除去土壌の再生利用・最終処分における一般公衆の追加被ばくについて、

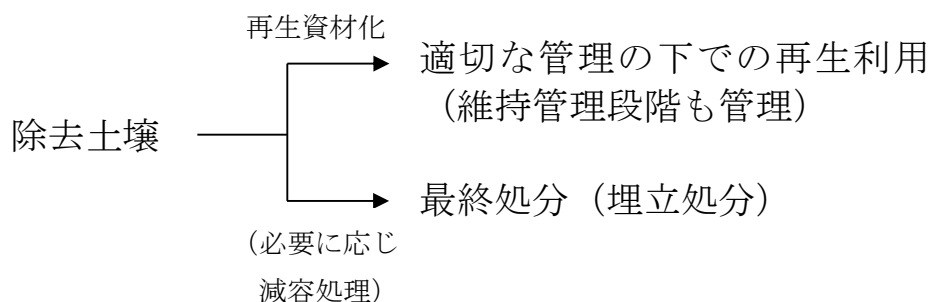
- ・ 事故後の対応であることを踏まえ、現存被ばく状況における参考レベル（1～20mSv/年）
- ・ 計画被ばく状況における公衆被ばくの線量限度（1mSv/年）

の両方を勘案し、1mSv/年を超えないこととする。（これは、現存被ばく状況における参考レベルのバンド（1～20mSv/年）の下方値であり、同時に計画被ばく状況における線量拘束値の上限値（1mSv/年））

<再生利用（P）と最終処分の定義について>

- ・ 再生利用（P）・・・実施や管理の責任体制が明確であり継続的かつ安定的に行われる公共事業等において、適切な管理の下で、盛土等の用途のために再生資材化した除去土壌を利用（維持管理することを含む）すること。
- ・ 最終処分・・・除去土壌等（必要に応じて減容処理したものを含む）について、処分場所を確保して、埋め立て、維持管理を行うこと。

※放射性物質汚染対処特措法では、除染実施者が除去土壌の処理を行うこととされており、これらの行為の責任は除染実施者（福島県内除去土壌については国（環境省）、福島県外除去土壌については市町村等）



2. 放射線防護対策の適用について

(1) 再生利用・最終処分を行う背景・根拠（正当化）

- ・ 政府は、福島復興を最重要課題と位置づけ。（「福島復興なくして東北復興なし、東北復興なくして日本の再生なし。」）（福島復興再生基本方針（閣議決定））。
- ・ 除染により、放射線リスク低減、避難指示解除、復興に貢献。
- ・ 福島県内の除去土壌等は、県内各地に設置された仮置場を解消し、復興を進めるため、中間貯蔵施設に運搬・保管。
- ・ 事故の環境汚染により福島の住民が既に過重な負担を負っていることも踏まえ、除去土壌等の中間貯蔵後 30 年以内県外最終処分の方針を法に規定（JESCO 法）。
- ・ 県外最終処分に向けては最終処分量の低減が必要であり、国民の理解の下、政府一体で除去土壌等の減容・再生利用等を進める（復興基本方針（閣議決定））。
- ・ これらにより、放射線リスク低減と、本来貴重な資源である除去土壌の有効活用、福島復興への貢献が可能となる。
- ・ 福島県外については、除去土壌が保管されている仮置場等の解消を図るため、再生利用・埋立処分を行うことが必要である。

(2) 防護の最適化

- ・ 再生利用・最終処分に当たっては、目標線量（1mSv/年）以下とすることに加え、防護の「最適化」に係る国際的な安全基準[※]を踏まえ、経済的・社会的要因を考慮して合理的に達成可能な範囲で、追加被ばく線量を更に低減することについて、地域の関係者を含む関係機関等の参加の下で、オプションを検討することとする。

※【IAEA 安全基準における「最適化」プロセスの定義】

個人線量の大きさ、被ばくを受ける個人（公衆や作業員）の数、被ばくの可能性が『経済的・社会的要因を考慮した上で、合理的に達成可能な限り低い』（ALARA）となるのはどの程度の防護と安全のレベルなのか、を決定するプロセス

(3) (参考レベル及び) 線量限度の適用

- ・ 再生利用・最終処分に当たっての一般公衆の追加被ばくについては、現存被ばく状況における参考レベル(1~20mSv/年)と、計画被ばく状況における公衆被ばくの線量限度(1mSv/年(=線量拘束値の上限値))の両方を満たす1mSv/年を超えないこととする【再掲】。
- ・ 再生利用については、特別な放射線障害防止措置を講じることなく行うことを想定していることから、作業員も一般公衆扱いと整理し、追加被ばく線量が1mSv/年を超えないようにする。

3. 関係機関等の関与

- ・ 再生利用・最終処分の実施に当たっては、地域の関係者を含む関係機関等の参加の下で、防護の最適化を含めた合意形成のプロセスを踏んでいくことを検討している。
- ・ 関係機関等の関与の重要性については、IAEAからも助言をいただいているところ。
- ・ 本年1月に地域とのコミュニケーションの在り方について議論を行うワーキンググループを立ち上げたところであり、関係機関等の範囲の考え方や関与の在り方について検討を深めていく。